

# 予算決算常任委員会

平成23年9月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○伴 吉晴	小野 隆雄
飯高 昭二	辻 善次	
嶋田 議長		

## 2. 欠席委員

吉野 俊明

## 3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	西本 喜一
総 務 課 長	黒崎 益範	企画財政課長	面卷 昭男
住民生活部長	乾 善亮	福 祉 課 長	植村 俊彦
国保医療課長	寺田 良信	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
都市建設部長	藤川 岳志	建 設 課 長	川端 伸和
観光産業課長	清水 修一	都市整備課長	井上 貴至
会 計 管 理 者	野崎 一也	教委総務課長	西川 肇
生涯学習課長	佃田 眞規	上下水道部長	谷口 裕司
上 水 道 課 長	清水 孝悦		

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、飯高委員

委員長 皆さんおはようございます。ただいまの出席委員は5名で定足数に達しておりますので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会させていただきます。それでは直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、町長のご挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私のほうから指名いたします。署名委員に、小野委員、飯高委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります（1）議案第30号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西巻企画財政課長。

企画財政 それでは、議案第30号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第2  
課長 号）につきましてご説明を申し上げます。

まずはじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政 本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明  
課長 させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第9款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金では、第1目 地方特例交付金で、平成23年度の児童手当及び子ども手当特例交付金、住宅借入金等特別税額控除分及び自動車取得税交付金減収分に係る減収補てん特例交付金の決定により、あわせまして490万3千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 地方交付税、第1項 地方交付税では、第1目 地方交付税で、平成23年度の普通交付税交付額の決定及び奈良県を通して行った東日本大震災応急物資の支援に係る特別交付税の受入れにより、普通交付税で1億4,336万1千円、特別交付税で572万6千円、あわせまして1億4,908万7千円の増額補正をお願いするものであります。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

第13款 使用料及び手数料、第1項 使用料では、第6目 教育使用料で、幼稚園の在園者数が当初見込みを下回ったこと等により、幼稚園保育料206万8千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第3目 土木費国庫補助金で、既存木造住宅耐震改修支援事業の実施見込件数が当初見込みを上回ることから、社会資本整備総合交付金50万円の増額補正をお願いするものであります。第4目 教育費国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励費補助金の増額補正等に伴い、幼稚園就園奨励費補助金18万9千円の増額補正を、また、学校施設環境改善交付金では、各幼稚園保育室・遊戯室エアコン整備事業に係る国庫補助がこのたびの東日本大震災の影響で採択されなかったことにより、845万6千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第2項 県補助金では、第6目 土木費県補助金で、土木費国庫補助金と同様の理由により、既存木造住宅耐震改修支援事業費補助金25万円の増額補正をお願いするものであります。

9ページにお移りいただきまして、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、福祉基金及び生き生きふれあいメモリアルベンチにご寄附をいただいたことから、福祉費寄附金で22万円、総務費寄附金で10万円、あわせまして32万円の増額補正をお願いするものであり

ます。

次に、第19款 繰越金、第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、平成22年度会計の決算余剰金の確定により、4億7,636万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債、第1項 町債では、第1目 総務債で、(仮称)地域交流館の建設につきましては、用地費も含めて、平成24年度から国のまちづくり交付金の活用が見込めることになりました。

このため、当初予算で計上させていただきました建設用地の取得を、土地開発基金で取得することとし、平成24年度に一般会計で買い戻すための予算措置を行わせていただきたいため、(仮称)地域交流館建設事業債4,240万円の全額を減額補正するものであります。また、当初予算で計上した町債のうち、地方交付税措置のない町債について、平成22年度会計の決算剰余金をもって財源が確保できることから、後年度の財政負担の軽減を図るために、第2目 農林水産業債の土地改良事業債2,340万円、第4目 教育債の学校教育施設等整備事業債1,260万円、同じく中央公民館リニューアル事業債2,560万円の全額を減額補正するものであります。第5目 臨時財政対策債では、本年度の発行額が確定したことから、850万円の増額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入に関わる予算補正の内容であります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。10ページをお開きいただけますでしょうか。

第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、歳入のところでも申しあげましたように、(仮称)地域交流館建設用地について、平成24年度において国のまちづくり交付金の活用が見込まれ、土地開発基金で取得させていただきたいため、当初予算で計上した公有財産購入費4,000万円全額の減額補正と、(仮称)地域交流館建設事業債の減による財源振り替えをお願いするものであります。第3目 財政管理費では、生き生きふれあいメモリアルベンチにご寄附をいただいたことから、備品購入費10万円の増額補正をお願いするものであります。第5目 財産管理費では、(仮称)地域交流館建設事業の用地確保など、土地開発基金の活用を図るため、基金保有地のうち、国庫補助金等での買戻しが期

待できない代替用地につきまして、今後の決算剰余金を活用し、順次買い戻してまいりたいと考えております。平成23年度におきましては、その所要額1億4,193万9千円の増額補正をお願いするものであります。

第12目 東日本大震災支援対策費では、奈良県を通して実施した応急物資の支援に係る特別交付税の受入れのうち、水道事業会計で実施した受入れ分につきまして繰り出すため、水道事業会計繰出金71万6千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、福祉基金にいただいた寄附金22万円の基金積立をお願いしております。第4目 老人憩の家運営費では、施設利用者の安全を確保するため、浴室及び廊下に手すりを設置してまいることから、工事請負費108万7千円の増額補正をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、平成22年度福祉医療費助成事業の県補助金の確定に伴い超過交付分を返還することから、償還金利子及び割引料91万円の増額補正をお願いするものであります。

11ページにお移りいただきまして、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、土地改良事業債の減による財源振り替えをお願いするものであります。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費では、第5目 歴史街道ネットワーク事業費で、従来の法隆寺中心の拠点通過型観光から、地域資源を生かした散策・回遊型のまちなか観光への誘導を図るため、集客拠点としての活用可能な土地・建物の調査やマスタープランの策定等を行ってまいりたいことから、まちなか観光基本計画策定業務委託料100万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で、既存木造住宅耐震改修支援事業において、当初見込みを上回る要望があることから、2件分100万円の増額補正をお願いするものであります。12ページをお開きいただけますでしょうか。第5項 住宅費では、第1目 住宅管理費で、町営興留東団地におきまして、退去者があったことにより住宅の解体を行いますことから、工事請負費180万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第8款 消防費、第1項 消防費では、第5目 災害対策費で、奈良県を通して実施した東日本大震災応急物資の支援や大槌町への支援により町災害備蓄品に不足が生じていることから、その補充を行うため、消耗品費520万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第3目 私立学校振興費で、私立幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額が改正されたことに伴い、補助単価を見直しましたことから、その補助金47万5千円の増額補正をお願いするものであります。13ページにお移りいただきまして、第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で、幼稚園保育料の減、学校施設環境改善交付金の減及び学校教育施設等整備事業債の減による財源振り替えをお願いするものであります。第5項 社会教育費では、第2目 公民館費で、中央公民館リニューアル事業債の減による財源振り替えをお願いするものであります。第6項 保健体育費では、第2目 町民体育大会費で、東日本大震災により開催を見合わせましたことから、132万3千円の減額補正をお願いするものでございます。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第12款 予備費、第1項 予備費では、第1目 予備費で、財源4億265万7千円を留保させていただくものであります。

恐れ入りますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 地方債補正についてであります。歳入のところで申しあげましたとおり、(仮称)地域交流館建設事業では、平成24年度から国のまちづくり交付金の活用が見込め、当初予算で計上させていただいた建設用地の取得を、土地開発基金で取得することから、町債の借入れを取り止める補正をお願いするものであります。次に、土地改良事業及び学校教育施設等整備事業、中央公民館リニューアル事業につきましては、地方交付税措置のない町債となっており、平成22年度会計の決算剰余金をもって財源が確保できることから、後年度の財政負担の軽減を図るために、町債の借入れを取り止めるものであります。臨時財政対策では、本年度の発行額が確定したことにより、起債の限度額を4億9,740万円とする補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

企画財政課長 以上、議案第30号 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまでした。ただいま説明が終わりましたので、委員皆さんのほうから質疑がございましたらお受けしていきます。いかがでしょうか。

( な し )

委員長 委員さんのほうからないようですが、私ちょっと確認をさせていただきたいことがあります。1点ですね、前回の委員会でも問題になっておりましたこの11ページに出てきます歴史街道ネットワーク事業なんですけれども、まちなか観光のこの基本計画策定業務を委託するということなんですけれども、委託する内容や、委託先というのはどんなふうになっているのか、ちょっとこれを見て、その辺知りたいなというふうに思いましたんで、教えていただけたらなと思います。 清水観光産業課長。

観光産業課長 今回の補正でございますが、3ヵ年計画という予定をしております。その中で、今回マスタープランづくりとか、組織づくりというふうな概要で、補正をさせていただくと、そしてあと契約内容でございますが、まだ入札ですか随意契約ですかということは今、検討しております。以上です。

委員長 入札をするにせよ、随契にするにせよ、こういう業務を委託するって言うたら、委託先っていったら、どういう会社っていったらおかしいですけどもね、どういうことをやっておられる、そういうプランナーみたいな会社がいくつかあるのかなということを思ったりするんですけども。割合こういう業務を、斑鳩町の場合もいろんな分野でですね、委託をすることっ

て多いんですけども、よくわからないので、教えていただきたいんですけども。だいたいどういう会社なんですかね。こういう業務を委託するとしたら。 藤川都市建設部長。

都市建設  
部長 今、委員長おっしゃいましたように、いろんな委託を今日まで計画しておるわけですけども、例えば都市計画マスタープラン、あるいは景観計画等ですね、基本的には建設関係の、まあ都市計画とか、観光も含めてですね、建築関係のコンサルタントが多ございます。そういったところが中心に委託先になってこようかと考えています。

委員長 建設関係のコンサルは、まちづくり、単純にその都市計画とか、そういうのは理解できるんですけどもね。特に観光なんか長けているという、そういうコンサルもあるのかどうかはちょっとよくわからないんですけど。委託先につきましては、十分ご検討いただきまして、そういう観光に長けている事業所というのか、そういうところに委託をして、やっぱり斑鳩町が考えていることをよく理解していただいて、これ計画的にやっていかないといけないものですのでぜひそのように進めていっていただきたいと思います。

他に。 飯高委員。

飯高委員 老人憩の家の運営費ということで、委託の数字もあがっているんですけども、これは新しく設置されているということで、老人憩の家で、詳しくはちょっとわからないんですけども、手すりは老人の歩行の補助としてつけてあると思うんですけども。この新しくできる手すりというのは、どういったものですか。

委員長 植村福祉課長。

福祉課長 西憩の家の廊下などには既に手すりはついておったんですけども、例えば浴室でありますとか、東憩の家の廊下については、手すりとかついておりませんでした。先般老人憩の家の運営委員会ございまして、例えば、こ

れまで比較的元気な高齢者が使われる施設ということであっても、お風呂から立ち上がる時とか、そういう時に少し、そういう手すり等がついておれば、安心してできるのではないかというご意見をいただく中で、調べまして、手すり等が必要であろうというところに今般つけていこうということで、今回補正をお願いしたものでございます。

飯高委員　　そういう形で強化されていったということで、こういう結果に、新設ということで、今後またいろいろな面で老人に不自由をかけてはいけませんので、またご意見の中で進めていっていただきたいと思います。以上です。

委員長　　他に委員さんのほうで、何かございますでしょうか。

( な し )

委員長　　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長　　異議なしと認めます。よって議案第30号につきましては、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(2)議案第31号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療課長　　それでは、議案第31号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療  
課長

本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、平成23年度の前期高齢者交付金の確定と、この確定に伴う国庫・県支出金の補正、後期高齢者支援金医療費拠出金、介護納付金の確定、前年度療養給付費負担金等の精算に伴う超過交付分の返還に係る補正などとなっております。

恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。

第2款 国庫支出金 第1項 国庫負担金では、第1目 療養給付費等負担金で5,105万4千円の減額補正をお願いするものであります。その内訳は、前期高齢者交付金の確定により、第1節 医療給付費分現年分で5,065万5千円の減額、後期高齢者支援金の確定により、第2節 後期高齢者支援金分現年分で407万2千円の増額、同じく介護納付金の確定により、第3節 介護納付金分現年分で447万1千円の減額補正をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 財政調整交付金で、1,381万2千円の減額補正をお願いするものであります。その内訳は、第1項 国庫負担金と同様の事由により、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で1,370万6千円の減額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で、107万8千円の増額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で118万4千円の減額補正をお願いするものであります。

8ページにお移りいただきまして、第3款 療養給付費等交付金では、前年度の交付金の確定に伴う交付不足分の追加交付額570万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 前期高齢者交付金では、平成23年度の概算交付額の確定したことから、1億5,229万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 県支出金では、財政調整交付金1,074万2千円の減

額補正をお願いするものであります。その内訳は、第2款 国庫支出金 第2項の国庫補助金の財政調整交付金と同様の事由で、第1節 医療給付費分普通財政調整交付金で1,066万1千円の減額、第2節 後期高齢者支援金分普通財政調整交付金で83万9千円の増額、第3節 介護納付金分普通財政調整交付金で92万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸収入 第2項 雑入では、第7目 歳入欠かん補填収入で、歳出予算の補正のところでご説明申しあげます前年度繰上充用金の補正に伴う減額203万6千円と、本予算補正から生じた財源5,248万9千円、あわせまして5,452万5千円の減額補正させていただくものであります。

それでは、10ページをお開きいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。

はじめに、第2款 保険給付費では、第1項 療養諸費で、第1目 一般被保険者療養給付費及び第3目 一般被保険者療養費では、国・県支出金の減及び前期高齢者交付金の増による財源振り替えをお願いするものであります。また、第2目 退職被保険者等療養給付費及び第4目 退職被保険者等療養費につきましては、医療給付費分精算金の増による財源振替をお願いするものであります。次に、第2項 高額療養費では、第1項 療養諸費と同様の事由により、財源振替をお願いするものであります。

11ページにお移りいただきまして、第3款 後期高齢者支援金等では、平成23年度の後期高齢者支援金の額が確定したことから、1,334万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6款 介護納付金につきましても、平成23年度の納付額が確定したことから、1,315万1千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第10款 諸支出金についてであります。2,971万円の増額補正をお願いするものであります。その内訳は、一般被保険者償還金で、療養給付費等国庫負担金に係る過年度分の返還として2,826万7千円の増額、特定健康診査等負担金に係る過年度分の国・県への返還として、それぞれ34万2千円の増額補正を、出産育児一時金負担金では、出産育児一時金補助金に係る過年度分の返還として24万5千円の増額補正を、

調整交付金（国）に係る過年度分の返還として52万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、12ページをお開きいただけますでしょうか。

第12款 前年度繰上充用金では、平成22年度決算により、執行額が確定したところから、203万6千円の減額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算書を朗読させていただきます。

（ 予算書朗読 ）

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第31号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますようお願いをいたします。

委員長 ご苦労さまでした。説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑をお受けしてまいります。いかがでしょうか。

（ な し ）

委員長 ないようでしたら、私のほうからちょっとお尋ねしたい件がございます。23年度の補正予算ということでこれ見ますと、後期高齢者医療の支援金分とか、介護納付金分の確定ということで、増減それぞれね、補正も行われているところなんですけれども。私、22年決算審査のときにもね、ちょっと後期高齢者のはものすごく不安定でその年によって集めた金額より、超過する分っていうのが少なかったり、多かったりっていうようなことも出てきてて、どうなんかなと思っていたんですけども。今回後期高齢のほうは増額せなあかんと。介護のほうは減額というふうになっておりますけれども。それでいいましたら、23年度の賦課をした国保の支援金分、また介護納付金分、それぞれから見ましたらね、この結果を見ると、現状では、

どの程度国保の、被保険者から集めた分と、乖離しているのかなというのを、きちっとこの補正に伴って聞かせていただきたいというのが1点。それとですね、もう1点は前期高齢者納付金なんですけど、これは非常にありがたいことに22年度決算を見ましてもね、国保全体の構成率が21年より伸びているうえに、構成している割合が、被保険者から集めた保険料よりさらに高い、一番の収入源っていうのが国保の状態になっているんですね。ですからそこで私これは新しい制度の中できちっと確認をさせていただかんとあかんと、この交付金の確定とか、こういうので補正も動いていくものですからね。専門的なことだとは思いますが、基本的にこの交付金というのがどういうふうな概算をされているのかということについて、この際ですのでね、非常に大きな割合を占める大切な財源ですので、この際ちょっとお尋ねしておきたいのと、その2点お願いします。

寺田国保医療課長。

国保医療  
課長

まず、1つ目の後期高齢者支援金にかかる額ですけども、後期高齢者支援金の赤字にかかる額の推移を見ますと、平成20年度では当初ですけども、23万8千円でありましたものが、平成23年度では1,910円程度を見込んでおります。これまでの累積赤字の額は約3,500万円程度になるかと思っております。後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源として、医療保険者が拠出するものでございまして、このまま少子高齢化が進みますと、現役世代が減少する一方で、75歳以上の方は当然増えていくものと思っておりますので、当然、この後期高齢者支援金につきましては、今後も増え続けていくものと考えております。

そして2点目の前期高齢者交付金についてでございますけども、国民健康保険の財源といたしましては、当然、保険料、そして国庫支出金と並びまして、この前期高齢者交付金というのが大きな割合を占めております。健康組合の被保険者が退職されますと、当然国民健康保険のほうに入っただけですけども、そうなりますと、医療費が当然増加をいたします。そしてこの不均衡を是正するために、前期高齢者の加入者の人数が多い、国民健康保険の財政支援を若年者の加入の多い健康保険組合などが行う制度が前期高齢者交付金制度でございます。その算定方法といたしましては、

まず前期高齢者1人あたりの医療給付費と、前期高齢者の加入率を掛けまして、そこから調整外対象といたしますか、そういう給付費分を差し引きます。それが概算交付として交付をされてきます。

以上です。

委員長            ということは、1人あたりの医療給付費っていうのは、斑鳩町内の前期高齢者から算定されるものか、全国の平均でされるのかとか、そういうのは何かあるんですか。    寺田国保医療課長。

国保医療            当然、斑鳩町の前期高齢者の1人あたりの医療給付費額です。ちなみに  
課長                39万弱と見込んでおります。

委員長            はい、わかりました。すいません。介護納付金分のほうは、乖離している数字というのはどうでしょうか。

国保医療            申し訳ございません。介護納付金にかかる赤字の推移を見ますと、  
課長                平成19年度では2,447万円程度であったものが、平成22年度では1,639万8千円の見込みとなっております、これまでの累積の赤字額は約1億5,600万円程度になると見込んでおります。

委員長            わかりました。他に委員さんのほうで何かございますか。

( な し )

委員長            ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長            異議なしと認めます。よって議案第31号については、当委員会として

満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、（３）議案第３２号 平成２３年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、平成２３年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申しあげます。まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 本補正予算は前回委員会でご説明いたしました内容と相違ございませんが、補正予算書によりまして、改めてご説明したいと思います。

その主な内容は、平成２２年度の介護保険事業特別会計の執行額確定に伴います繰越金及び国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金等の精算に関するものなどでございます。

それでは、まず歳入からご説明いたします。補正予算書の７ページをお開きいただきたいと思えます。まず、第３款 国庫支出金、第１項 国庫負担金、第１目 介護給付費負担金でございませぬ。平成２２年度の介護給付費負担金が交付不足であったため、平成２３年度にこれを受け入れることとし、１５７万７千円の増額補正をお願いするものでございませぬ。

次に第４款 支払基金交付金、第１項 支払基金交付金、第１目 介護給付費負担金でございませぬ。国庫支出金と同様の理由によりまして、１１１万２千円の増額補正をお願いするものでございませぬ。

また、第５款 県支出金、第１項 県負担金、第１目 介護給付費負担金でございませぬが、これにおきまして、国庫支出金と同様の理由によりまして、１１１万３千円の増額補正をお願いするものでございませぬ。

次に８ページでございませぬ。第８款 繰入金、第２項 基金繰入金、第１目 介護給付費準備基金繰入金でございませぬ。当初予算におきまして、第１号被保険者保険料還付金の財源といたしまして、介護保険準備基金からの繰入れを予定しておりましたが、繰越金が発生し増額補正をお願いすることになりましたことから、これに係る基金からの繰入れが必要でなく

なったため、100万円の減額補正をお願いするものでございます。

また、第9款 繰越金、第1目 繰越金、第1目 繰越金は、平成22年度の当特別会計の決算におきまして、歳入額が歳出額を上まわったことから、当該金額を平成23年度に繰り越すものであります。1,039万2千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、9ページからの歳出を説明いたします。まず、第3款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 介護保険給付費準備基金積立金であります。今般の歳入の補正額と歳出・諸支出金の補正額に差額が生じるため、その差額を基金に積み立てるよう、338万9千円を増額補正をお願いするものであります。

次に、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金であります。第1目 第1号被保険者保険料還付金では、平成22年度の執行額の確定に伴うもの及び過年度分に還付すべき額があり、これらを平成23年度で処理することを可能とするため、432万円の増額補正を、また第2目 償還金では、平成22年度の地域支援事業に係る国、県及び支払基金の交付金が超過交付となったことから、これを償還するため548万5千円の増額補正をお願いするものでございます。

1ページにお戻りください。総則を朗読いたします。

( 予算書朗読 )

福祉課長 以上で平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決いただきますようお願いいたします

委員長 説明が終わりましたので、委員皆さんのほうからの質疑をお受けしてまいります。質疑のほうはございませんか。

( な し )

委員長 1点だけ確認をさせていただきます。この補正予算につきましては、いろい

ろ確定してきたということであれなんですが。当委員会としましてはね、今後大切なことなので尋ねておきたいんですけども。来年度の介護保険事業の計画見直し、保険料の改定、保険料の高騰を防ぐため、各都道府県にある基金を取り崩すようにという国のほうからそういう考え方が今示されております。奈良県は32億からあると思うんですけどもね。他の都道府県に比べまして、奈良県はこの基金というのはあまり使っていないんですよ。他のほうが、割とよく使ってはるところもあるんですけども、奈良県はあまり使われておりませんので、結構残っているし、残りすぎるんで、基金積み立てストップはしてますけれども。今後ですね、この基金を取り崩して保険料の高騰を防ぐということで、各市町村のほうにどう振り分けられるのかは担当としてはまだわからないと思うんですけどね。この振り分けをするということになったときにですね、今度新しい年度の予算のときに、それを入れてくるのか、それとも年度末に補正予算を組んで入れて、それを繰り越してみたいな形になっていくのか、ちょっとこれからのことですけれどね、手法として私あまりちょっとこれがわからないんで、どのタイミングでこれをきちっと見とかなあかんのかなと思いつながらね、ちょっと見込みというのか担当はどう予想されていますか。 植村福祉課長。

福祉課長 県の基金の取り扱いについては、まだ確定ではございますけども、一般的には介護保険料の値上げを抑制するために、この基金が使われるということになります。通常介護保険は3年間の平均をとって、3年分をまとめて条例で定めることになりますから、この基金の繰り入れというのは、あくまでも今年度補正ではなくて、来年度以降3年間で受け入れをして、その受け入れをすることを見込んで保険料額を算定して、おそらく来年3月の議会に条例改正案を提出させていただくと、いうことになるものと思っております。

委員長 わかりました。ちょっとその段取りがね、今後私らも気引き締めて見とかなあかん部分ですのでね、わかりました。  
他に委員さんのほうで、何か質疑ございますか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案につきまして、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第32号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。  
続きまして、(4) 議案第33号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。 寺田国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第33号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計  
課長 補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。  
まず、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

国保医療 本補正予算の内容につきましては、前回の委員会におきまして、ご説明  
課長 させていただきました内容と相違はございませんが、補正予算書によりまして、ご説明をさせていただきます。  
本補正予算につきましては、平成22年度会計における繰越金の確定と、この繰越金を財源とした後期高齢者医療保険料等負担金及被保険者保険料の払戻しに要する補正となっております。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,584万1千円とするものであります。  
恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお開きいただけますでしょうか。  
はじめに、歳入予算の補正からご説明をさせていただきます。第5款 繰

越金 第1項 繰越金では、第1目 繰越金で、平成22年度会計の出納整理期間中に収納のあった保険料等を繰り越すもので、24万1千円の増額補正をお願いするものであります。

6ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。後期高齢者医療広域連合納付金 第1項 後期高齢者医療広域連合納付金では、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金で、繰越しさせていただき保険料17万7千円に対して、前年度で納付した保険料に23万2千円の超過納付があったことから、差し引き5万5千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 諸支出金 第1項 償還金及び還付加算金では、第1目 保険料還付金及び還付加算金で、繰越しさせていただき後期連合からの還付金を被保険者に償還することから、29万6千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。総則を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

国保医療課長 以上、簡単ではございますが、議案第33号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてのご説明とさせていただきます。何とぞ、温かいご審議をたまわり、原案どおりご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 ご苦労さまでした。説明が終わりましたので、なにか質疑がありましたらお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、(5) 議案第34号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 清水上水道課長。

上水道課長 それでは、議案第34号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号) についてご説明いたします。まず、議案書の朗読をさせていただきます。

( 議案書朗読 )

上水道課長 今回の補正につきましては前回の委員会で説明したとおりでございます。東日本大震災支援対策にかかる補正をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして補正予算書の実施計画書によりご説明いたします。3ページをお願いいたします。

収益的収入、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、第3目 その他の営業収益では、東日本大震災支援対策として応急物資の支援に要した経費に対して、一般会計から受け入れによる繰入金71万6千円の追加補正をお願いするものであります。次に収益的支出、第1款 水道事業費用第1項 営業費用 第2目 配水及び給水費では、奈良県を通して実施した東日本大震災応急物資の支援により、応急給水物資の備蓄に不足が生じていることから、その補填を行うため、応急給水物資購入費71万6千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは1ページにお戻りください。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

( 予算書朗読 )

上水道課長 以上、議案第34号 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

委員長 ご苦労さまでした。説明が終わりましたので、委員皆さんの質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。 小野委員。

小野委員 これ、震災の支援対策として応急物資、町の水道のほうで備蓄されていたものを送られたということなんですがね。この価格というんですか、71万6千円という繰り入れになってきますねけど、そのものの算定というのはどういう状態でね、どういうものか言うてもらっても、私ら素人でわかりませんのでね、その価格を購入したときにいぐらくらいかかって、その物の今の値段がこういう数字になったと思うんですが、それで71万6千円増額して、この購入費としてその金額をふやしていくと、購入しなければこちらのストックがなくなってくるわけですから、それで同じ程度のものなのか、それともちょっとは費用的に少なくなるのか、そういうことをちょっとおしえてもらえませんかね。

上水道課長 今回、応援物資として給水容器、要は、給水パックで10リットル用のもので2千枚出しております。1枚につきまして358円という価格になっておりますので、その分を購入したいと考えております。

小野委員 備蓄していた当時と単価的には変わらないということによろしいんですかね。

上水道課長 ほとんど変わらないです。

委員長 よろしいでしょうか。他に委員皆さんのほうで何かございますでしょうか。

( な し )

委員長 それではないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第34号については、当委員会として可決すべきものとして決することにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第34号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、2. 継続審査でございます。予算補正を必要とする事務事業についての審査をさせていただきます。

①生処理場でのごみ積み込み中の物損事故につきまして、理事者の説明を求めます。栗本環境対策課長。

環境対策 環境対策課から1件、事故のご報告をさせていただきます。

課長 衛生処理場の職員が、衛生処理場内でのごみ破砕作業中、破砕していたガラスが飛散し、ごみを持ち込んでおられました住民の方の乗用車にあたりまして、乗用車を破損させる事故がございましたので、当委員会にご報告申しあげます。

当町では、普段、ごみを持ち込むことができない住民の方へのサービスの一環として、平成12年度より、毎月第2土曜日、第4日曜日は、衛生処理場におきまして、ごみ持込受付業務を行っております。

この業務には、受付係と受取係の2名で従事しておりますが、去る8月28日(日)午前11時40分頃、服部1丁目15-22-102号室にお住まいの堀博和氏がガラステーブルのガラス板を粗大ごみとして搬入され、衛生処理場内の指定の場所で当日の勤務者、衛生処理場清掃員の平嶋滋巳がガラス板を受け取りましたが、搬入された乗用車が、その場を離れたかどうか確認しないまま、パッカー車で破砕いたしましたところ、プレスされまして、ガラスが飛散し、まだ搬入場所近くにいた乗用車の右ドア付近に当たりまして、数ヶ所、破損させたものであります。

現在、被害車輛の修理等々、事務手続きを進めているところであります。

なお、示談等が成立いたしました際には、損害賠償の額の決定を行い、また、補正予算も行っていく必要がございますが、時期によりましては、専決処分させていただきまして、のちに議会にご承認をいただかなければならないことも考えられますので、あらかじめご理解いただきたく、今回ご報告申しあげるものでございます。

なお、住民の方の持込、あるいは収集に際しては、住民の方が付近におられないかの確認を十分行ってから、作業を行うよう指導しておりましたが、今回、まったく職員の不注意から事故が起こったということで、職員に対しまして改めて細心の注意を払い、業務を行うよう、厳しく指導したところであります。

今後、このような事故が起こらないよう、一層注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申しあげまして、ご報告とさせていただきます。

委員長           ご苦労さまです。説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。  
小野委員。

小野委員       衛生処理場の中の位置的なことはちょっとわからないので、あれなんですけれども。住民が持ち込みされたと。持ち込みされた物を受け取る場所と、その破砕作業をしている所とが一緒だということで、こういう事故が起きるのかなと思うんです。その点のことについてね、持ち込みはやっぱり住民が入ってくるということは危険ですので、持ち込み場所と破砕場所、手間はかかると思うんですよ。破砕するところにまた作業員が運ばなければいけないというね。だけど、そういう手間を省略したために起きるのかなというような、ちょっと感じたんですよ、今の課長の説明でね。その点の改良することもやはり入れておかなければいけないのかなあとか、また、そうして、住民が持ち込んでもらえる、そういうサービスしてて、その住民に被害を与えたということにもなりますので、やはりきちっとしたマニュアルづくりも必要ではないかなと思うんですが、その点担当課としてどのように考えておられるのですか。

環境対策課長 本来、十分な施設内にスペース等がございましたら、コンテナ等を設置して、破砕作業は別の場所ですというのが基本だと思いますが、当町の衛生処理場手狭なもので、受取場所と破砕の場所が近かったということでもあります。今後、受取場所と破砕場所をかえるなどの対策を講じていきたいというふうに考えております。

委員長 よろしいですか。他に何か委員さんのほうで。 伴委員。

伴委員 今のその事故の状況ですけど、もう少し詳しくおしえていただきたいんですが。もう持ち込まれた方はもう車に乗っておられたから、怪我をしはらへんかったと、でええわけですか。

環境対策課長 職員に指導する際も、もし万が一、窓を開けておられたり、まだ車に乗っておられなかったら、これは人身事故につながっていたということで、幸い、車にもう乗っておられて、動き始めたところでありましたので、物損事故で済んだということでもあります。

伴委員 もう1点ちょっとおしえてほしいんですけれども。車を破損したと、そのレベルですね、結局何か所ぐらい当たって、どれくらいのへこみといたしますか、相当ひどい状況、それとも塗料がはがれたような状況、そのあたりどんなもんやったんですかな。

環境対策課長 相手の車両につきましては、少なくとも3ヶ所、右ドアの運転席側が1ヶ所、そしてスライドドアのところ2ヶ所、の傷がガラスの飛散によって傷が発生をしております。スライドドアにつきましては板金塗装による補修、そして運転席側につきましては、ステップ部分、エアロ仕様になっておまして、ステップ部分が傷をいったということで、そのステップについては取り替えるということで保険会社のほうから聞いております。

委員長 よろしいですか。 飯高委員。

飯高委員 本来ならば、そういったときには、職員さんが持ち込まれた人に対して「離れてください」ということで注意はされると思うんです。今回はそういった不注意であったということで、当然、改善という形でいろいろ今度検討されていくとは思いますが、やはり、破砕する場所のエリアをまず明確に決めておいて、そのエリアの中ではそうした持ち込まれた方はそこには居てはならないということで、きちっとそういうふうに分けられていたら、口頭でも注意し、またそのエリアを決めてするということが、今後やっぱり対策のひとつになるかなと、今ちょっと考えておりますので。今後また、対策よろしく願いいたします。

委員長 それは要望ですか。

飯高委員 要望、ちょっと考えましたので、そういう方法もあるかなということ。

委員長 要望ということです。私自身は日曜日、土曜日の、持ち込みもさせていただいてますし、年末のごみも持ち込みもさせていただいてまして、衛生処理場の皆さん親切にね、荷物も降ろしていただけるので、あまり車から降りずにすんだりして、そういうサービスまで割合していただいています。ですから、今回の事故は非常に、せつかく皆さん一生懸命やっていたのに残念やったなというふうには思いますけれども、改善したり、工夫したりできるところは、また現場と相談しながら、より安全を目指して、こういうことのないようにまた今後やっていっていただきたいというのが委員皆さんの思いだと思いますので、よろしく願いします。

他にございませんか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査につきましても、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思っております。

次に、3. その他についてを議題といたします。

何か質疑や意見等が委員さんのほうでございましたらお受けいたしますが、何かございますか。

( な し )

委員長 ないようですので、その他についても、これをもって終わらせていただきます。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、本日の案件についてはすべて終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして、町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長 これもちまして予算決算常任委員会を閉会とさせていただきます。  
皆さん、ご苦労さまでございました。

( 午前10時16分 閉会 )